

① 固定資産税の対象となる「家屋」とはどのようなものですか。

地方税法の規定で、「家屋」とは、住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫、その他の建物とされています。

【家屋の要件】として、

- (1) 外気分断性
- (2) 土地への定着性
- (3) 用途性

があり、すぐに移動できるような物置は、家屋として認められないこととなります。